

省令

○農林水產省、厚生勞働省、經濟產業省 令第一號

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の六の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令

第一条

第一条 この省令において「紙製容器包装等」とは、主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装又は主として紙製の容器であつて飲料若しくは酒類を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)を除く。)又は主としてプラスチック製の容器包装(飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製

定める容器包装に次のとおりとする。
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

一定の容器包装にのみのとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
二 商品を入れ又は包むための容器包装
三 主として段ボール製の容器包装
四 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類
を充てんするためのもの（原材料としてアル
ミニウムが利用されているものを除く。）
五 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするため
のポリエチレンテレフタレート製の容器（内
容積が百五十ミリリットル未満のものに限
る。）

一定の容器包装に次のとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類
を充てんするためのもの（原材料としてアル
ミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするため
のボリエチレンテレフタート製の容器（内
容積が百五十ミリリットル未満のものに限
る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装で
ある紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の

一定の容器包装に次のとおりとする。
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該間

一定の容器包装に次のとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該開連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙

一定の容器包装にのみのとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
二 商品を入れ又は包むための容器包装
三 主として段ボール製の容器包装
四 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）。
五 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙連容器包装等に限る）又は表示不可能容器包装等に限る）

一定の容器包装に次のとおりとする。
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙製容器包装等に限る。）又は表示不可能容器包装であるものに限る。）

定める容器包装に次のとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙製容器包装等に限る）又は表示不可能容器包装であるものに限る。）

六 紙製容器包装等（印刷又は刻印がなされた

一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙製容器包装等に限る。）又は表示不可能容器包装であるものに限る。）

一定の容器包装に次のとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合には、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙製容器包装等に限る。）又は表示不可能容器包装であるものに限る。）

一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の関連容器包装がある場合にあっては、当該関連容器包装のすべてが、無地の容器包装（紙製容器包装等に限る。）又は表示不可能容器包装であるものに限る。）

定めを容器包装に次のとおりとする
一 事業者が専らその事業活動に伴い費消する
商品を入れ又は包むための容器包装

二 主として段ボール製の容器包装

三 主として紙製の容器であつて飲料又は酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

四 飲料、しようゆ又は酒類を充てんするためのボリエチレンテレフターレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）

五 無地の容器包装又は表示不可能容器包装である紙製容器包装等（当該紙製容器包装等の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令（平成十三年経済産業省令第五十二号）第一

3 この省令において「表示不可能容器包装」とは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号）別表第二の上欄の指定表示製品の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、その表面に印刷し、ラベルをはり又は刻印することにより表示をすることが、素材上、構造上その他やむを得ない理由により不可能な容器包装をいう。

4 この省令において「関連容器包装」とは、容器包装に入れたうえ告へば容器包装で包まれた

号及び第二号に掲げる容器を除く。)であつて、小売販売(消費者に対する販売をいう。業として行う者が販売する時に商品を入れ又は包むもの(特定の商品を入れ又は包むために製造されるものを除く。)のうち、その面積が千三百平方センチメートル以下であるもの

くは間接に当該紙製容器包装等の素材、構造若
くは直接を発注する者又はこれらの者に直接若
自己的の商標の使用等に関する指示を行う者を除く。)の販売に係る当該紙製容器包装等又は当該紙製容器包装等に入れられ若しくは当該紙製容器包装等で包まれた商品を入れ若しくは包む当該紙製容器包装等以外の容器包装の表面上に印刷しラベルをはり又は刻印することにより日本語が表示されていないもの

くは間接に当該紙製容器包装等の素材、構造若
くは直接を発注する者又はこれらの者に直接若
自己的の商標の使用等に関する指示を行う者を除く。)の販売に係る当該紙製容器包装等又は当該紙製容器包装等に入れられ若しくは当該紙製容器包装等で包まれた商品を入れ若しくは包む当該紙製容器包装等以外の容器包装の表面上に印刷しラベルをはり又は刻印することにより日本語が表示されていないもの

。 るのく該はを、し

別表第一（第二条関係）

別表第二(第二条關係)

指定表示製品の区分	のもの
特定容器包装のうち主として紙製 スチック製のもの	特定容器包装への印刷又はラベルをはることによる表示に ついては、様式一 特定容器包装への刻印については、様式二
特定容器包装のうち主としてプラスチック製のもの	特定容器包装への印刷又はラベルをはることによる表示に ついては、様式三 特定容器包装への刻印については、様式四

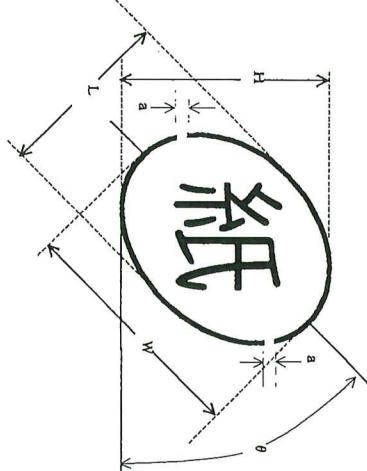
特定容器器包装又は当該特定容器の表面に、印刷し、ラベルをはり又は示されている場合における当該特定容器包装に係る商品であつて、自ら輸入したものを販売して居る事業者「外国に自ら当該特定容器包装を製造する者」若しくはその製造を発注する者又は間接に、当該特定容器包装若しくは構造、自己の商標の使用等の指示を行ふ者を除く。

五 第一号から第三号までの規定による表示又は併記に裝飾を施すに当たつては、前号に反しないものとすること。

四 表示を構成する文字及び記号は、特定容器包装全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三 無地の容器包装である特定容器包装又は第一号の表示をすることが素材上、構造上その他やむを得ない理由により不可能な特定容器包装については、当該特定容器包装の一休容器包装がある場合であつて、当該一休容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり又は印刷することにより別表第二の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該特定容器包装の役割名を併記するときは、同号の規定にかかるわらず、同号の表示を省略することができる。この場合において、同号の表示を特定容器包装と同時に廃棄されると認められる一体容器包装があるときは、他の一休容器包装に優先して当該一休容器包装の表面に表示及び併記をしなければならぬ。

様式一



備考

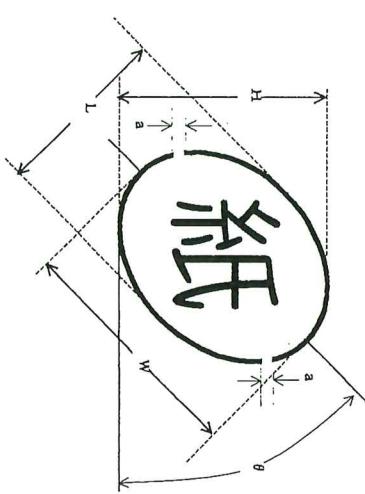
H : 高さ (6mm以上)

LはHの7/8とし、WはHの1.1倍とする。

a : 楕円の切れ目の幅 (Hの7/100以内)

θ : 楕円の傾き (45°C)

様式二



備考

H : 高さ (8mm以上)

LはHの7/8とし、WはHの1.1倍とする。

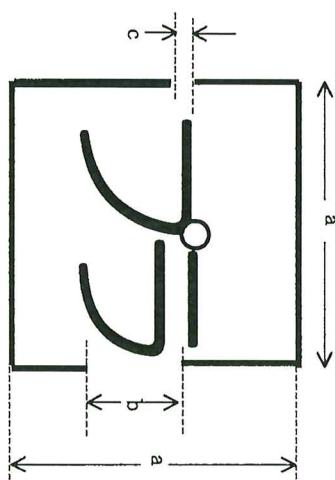
a : 楕円の切れ目の幅 (Hの7/100以内)

θ : 楕円の傾き (45°C)

文字の大きさは日本工業規格Z8305に規定する
6ポイントの活字以上の大さとする。

文字の大きさは日本工業規格Z8305に規定する
8ポイントの活字以上の大さとする。

様式三



備 考

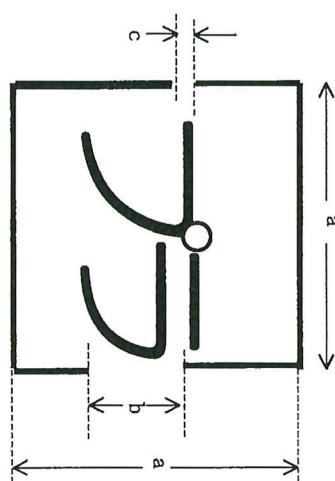
a : 一边の長さ (6 mm以上)

b : 正方形の切れ目の幅 (a の 2/5以内)

c : 正方形の切れ目の幅 (a の1/14以内)

文字の大きさは日本工業規格 Z 8305に規定する
6 ポイントの活字以上の大きさとする。

様式四



備 考

a : 一边の長さ (8 mm以上)

b : 正方形の切れ目の幅 (a の 2/5以内)

c : 正方形の切れ目の幅 (a の1/14以内)

文字の大きさは日本工業規格 Z 8305に規定する
8 ポイントの活字以上の大きさとする。